

松江市告示第 591 号

松江市子育て支援事業（環境）要綱（平成 30 年松江市告示第 406 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は_____</p> <p>_____、紙おむつなどを日常的に使用する乳幼児を養育している家庭の子育て支援及び経済的負担の軽減を図るため、<u>もやせるごみ</u></p> <p>_____の収集、運搬及び処分に係る手数料を免除することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から満 2 歳に達する日の属する<u>月の末日</u>までの<u>間にある</u>者をいう。</p> <p>(2) 指定袋 <u>松江市廃棄物の処理及び清</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 17 年松江市条例第 242 号。以下「条例」という。)</u>第 12 条第 2 号に基づき、紙おむつなどを日常的に使用する乳幼児を養育している家庭の子育て支援及び経済的負担の軽減を図るため、<u>松江市指定袋家庭用もやせるごみ(以下「指定袋」という。)</u>の収集、運搬及び処分に係る手数料を免除することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、<u>次に定めるとおりとする</u></p> <p>_____。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から満 2 歳に達する日の属する<u>月末</u> _____までの _____者をいう。</p> <p>(2) 指定袋 <u>条例別表第 1 の 1</u></p>

掃に関する規則(平成 17 年規則第 154 号)別表に定めるもやせるごみのごみ容器のうち 30 リットルのものをいう。

(免除対象者)

第 3 条 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 17 年松江市条例第 242 号。以下「条例」という。)第 12 条第 2 号に規定する市長が特別の理由があると認める者は、乳幼児の親権者であって、次の各号のいずれかに該当する者(以下「免除対象者」という。)とする。

(1) 松江市に住所を有する者

—

(2) 松江市に住所を有する親族の住居に乳幼児とともに 1 月以上滞在する者

—

(免除の方法)

第 4 条 この事業による条例第 12 条に規定する手数料の免除は、指定袋を乳幼児 1 人につき 1 回に限り無償で交付することにより行う。

2 前項の規定による交付の枚数は、次の各号に掲げる免除対象者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 前条第 1 号に掲げる者 120 枚

(2) 前条第 2 号に掲げる者 10 枚

_____に定める燃やせるごみのうち 10 リットル用のごみ袋をいう。

(免除対象者)

第 3 条 手数料の免除を受けることができる者

は、乳幼児の親権者で_____、次の各号のいずれかに該当する者_____

_____とする。

(1) 松江市に住所を有する乳幼児の親権者

(2) 転入により松江市に住所を有することになった乳幼児の親権者

(3) 松江市に住所を有する親族の住居に乳幼児とともに一月以上滞在する親権者

(免除の方法)

第 4 条 手数料の免除方法 _____は、指定袋の交付によるものとする

_____。

(交付枚数)

第 5 条 第 3 条第 1 号及び第 2 号の親権者に対する前条の規定による交付枚数(以下「交付枚数」という。)は、申請時の乳幼児

(免除申請)

第 5 条 手数料の免除を受けようとする免除対象者

_____は、松江市子育て支援事業(環境)免除申請書(様式第 1 号)に母子手帳又は乳幼児の健康保険証の写しを添付し_____、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、乳幼児の出生および転入の際に親権者が自署した乳幼児健康カードにその旨を記載し市長に提出することにより、申請書及び添付書類の提出に代えることができる。

第 6 条 略

の月齢に応じて別表に定めるところによる。

- 2 第 3 条第 3 号の親権者に対する交付枚数は、10 枚とする。

(免除申請)

第 6 条 手数料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち第 3 条第 1 号及び第 2 号に該当する者は、松江市子育て支援事業(環境)免除申請書(乳幼児健康カード兼用)に自署又は押印し_____、市長に提出しなければならない。

_____、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者のうち第 3 条第 3 号に該当する者は、松江市子育て支援事業(環境)免除申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は母子手帳又は乳幼児の健康保険証の写しを添付しなければならない。

第 7 条 略

別表(第 5 条関係)

申請時における月齢 (乳幼児一人当たり)	交付枚数
0 歳 0 か月～0 歳 1 か月	120 枚
0 歳 2 か月～0 歳 3 か月	110 枚
0 歳 4 か月～0 歳 5 か月	100 枚
0 歳 6 か月～0 歳 7 か月	90 枚
0 歳 8 か月～0 歳 9 か月	80 枚
0 歳 10 か月～0 歳 11 か月	70 枚
1 歳 0 か月～1 歳 1 か月	60 枚
1 歳 2 か月～1 歳 3 か月	50 枚
1 歳 4 か月～1 歳 5 か月	40 枚
1 歳 6 か月～1 歳 7 か月	30 枚
1 歳 8 か月～1 歳 9 か月	20 枚
1 歳 10 か月～2 歳 0 か月	10 枚

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

略

松江市子育て支援事業(環境)免除申請書
松江市子育て支援事業(環境)要綱第5条の規定により、次のとおり手数料免除による指定袋の交付を申請します。

略	
指定袋交付枚数	枚
略	

※ 記載された個人情報は、松江市子育て支援事業(環境)以外には使用しません。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

松江市長 氏 名 様

略

松江市子育て支援事業(環境)免除申請書
松江市子育て支援事業(環境)要綱第6条の規定により、下記のとおり手数料免除による指定袋の交付を申請します。

略	
指定袋交付枚数	10枚
略	

※ 記載された個人情報は、(仮)松江市子育て支援事業以外には使用しません。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。